

手続き	営業相続承継届 【第5号様式(第6条関係)】
申請対象	営業者が死亡し、相続が発生したとき
使用様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業相続承継届</li> <li>・営業相続同意証明書(相続人が2名以上いる場合のみ使用)</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人を特定できる戸籍の謄本</li> </ul> <p>※具体的には、次の全ての書類が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被承継者(故人)の出生以後の全ての改製原戸籍</li> <li>②被承継者(故人)の死亡除籍が明示された戸籍</li> <li>③相続人全員の現在の戸籍</li> </ol> <p>(④代襲相続の場合のみ必要な書類) 代襲相続が発生した相続人の出生以後の全ての改製原戸籍</p>
届出時期	営業者の相続発生後、60日以内に行ってください。
手数料	<p>無料</p> <p>※ただし、営業許可証の書換交付申請(有料)を同時に行ってください。</p>

**注1：** 営業を継続するためには、この「営業承継届」の手続きを行う方法以外に、「廃止届」の手続きと新たな「営業許可申請」の2つの手続きを行うことも可能です。

ただし、旅館業法や公衆浴場法などの関係法令の許認可状況によっては、新たな営業許可許可取得が困難な場合もありますので、詳しくは、電話予約の上、窓口にてご相談下さい。

**注2：** 相続人の範囲、戸籍の請求方法、その他手続きの詳細については、事前に電話予約の上、来庁にてご相談下さい。  
なお、ご相談の際には、死亡された営業者を中心とした家系図(配偶者、親、子、養子縁組者が分かるもの)を作成の上、ご持参下さい。